

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長岡市山古志体育館	長岡市山古志竹沢甲 2837 番地 1	大アリーナ（ステージ含む）	1,240.00	平成 25 年 4 月 5 日
		小アリーナ	616.00	
		第 2 会議室	86.96	
長岡市よいたコミュニティセンター	長岡市与板町与板乙 2469 番地 1	多目的ホール（ステージ含む）	200.00	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
長岡市山古志会館	長岡市山古志竹沢甲 2835 番地	大ホール	240.00	平成 25 年 4 月 5 日